平成18年1月1日から平成21年12月31日

完了の翌年度から3年度分

耐震工事の完了が

減額の期 120 m² までを限度)

減額される額

改修された住宅の固定資産税額を2分の

固定資産税が減額されます 耐震改修をされ

完了の翌年度から1

-年度分

場合に、 基準に満たない住宅に対して耐震改修をした 平成18年度の制度改正により、 固定資産税の減額制度が創設されま 現行の耐震

対象となる住宅

つぎの全ての要件を満たすことが必要です。 であること 昭和57年1月1日以前から存在する住宅

以上であること 居住部分の床面積が当該家屋の2分

耐震改修の工事費が3万円以上であるこ

ること

和5年6月1日施行)

に適合する改修であ

建築基準法に基づく現行の耐震基準(昭

つぎのいずれかの方が居住する住宅

65歳以上の方

住宅を除く。 場合があります。) をバリアフリー

固定資産税の減額につい て

翌年度分の固定資産税を減額される 対象等はつぎのとおりです。 改修工事され

明細の写し】

た場合、

完了の翌年度から2年度分 平成25年1月1日から平成27年12月31日 平成22年1月1日から平成24年12月 31 日

た場合に

を添付して申請してください 耐震工事の完了後3か月以内に関係書類

減額証明書 固定資産税減額申告書 領収書の写し】なお、 建築士等が発行しま 固定資産税 固定

住民生活課税務室(本庁舎1 申請場所· 資産税減額証明書は、 問い合わせ先

改 良

手すりの取付け

床の段差の解消

便所の

引き戸への取替え

床表面の滑り止め化】

住宅のバリアフリー 電 話 6 8 3 1 1 改修に伴う、

高齢者や障害者などが居住する住宅(賃貸

要介護認定または要支援認定を受けて

障害者

日までの間に一定のバリアフリー われた住宅 平成19年4月 H から平成22年3月3 改修が行

負担額が30万円以上のもの 階段の勾配の緩和 つぎの工事で、 補助金等を差引いた自己 浴室の改良 廊下の拡幅

産税を3分の 改修工事をされた家屋の翌年度分固定資 1 100 m分までを限度) 減額

改修後3か月以内に関係書類を添付して申 請してください。

修箇所の図面及び写真 領収書の写し 工事明細書の写し 補助金等受給者は

総合福祉課 福祉支援室 ☎68-5534

児童手当の現況屆について

現在、児童手当を受給されている方は、6月1日現在におけるお子さんの養育状況など を記載した現況届を6月中に提出する必要があります。この届出をされないと、6月以降 の手当を受けられなくなることがありますので、必ず提出してください。

また、平成19年1月1日に伯耆町に住所がなかった方 は、平成19年1月1日の住所地の市町村長が発行する児 童手当用所得証明書を提出してください。



【問い合わせ先】 総合福祉課 福祉支援室 ☎68-5534

平成19年度日本赤十字社社資募集

日本赤十字社は、国内において、災害救護活動をはじめ、救急・家庭看護法等の普及、 ボランティア活動の推進、青少年健全育成、医療、血液などの事業を展開しており、ま た国外においては、自然災害、武力紛争により、苦痛にあえぐ人々を救援する国際活動 を行っております。

こうした活動に必要な資金は、皆様から寄せられる社費・寄付金によって支えられて います。

赤十字事業へのご理解と事業資金のご協力をお願いします。

2,000円以上

新規・既加入社員 500円以上2,000円未満

納入場所 本庁舎 総合福祉課 福祉支援室 分庁舎 分庁統括課 総合窓口室

納入方法

新規·既特別社員

各集落で社資の募集を行っていただいている場合は、集落単位で納入してくださ

個人で納入される場合は、直接各窓口で納入してください。

【問い合わせ先】

住民生活課税務室(本庁舎1

合わせ先